

武蔵村山市運送事業者等支援金について

このことについて、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

1 目的

原油価格高騰の影響を受ける市内事業者に対して支援金を交付することにより、事業継続を支援する。

2 主な交付要件

市内に主たる事業所がある中小事業者等で、以下のいずれか事業を営むもの。

- (1) 貨物自動車運送事業（例：トラック運送）
- (2) 旅客自動車運送事業（例：バス、タクシー）
- (3) 自動車運転代行業

※ 武蔵村山市原油価格高騰対策支援金との併給不可。

3 交付額

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{対象月}^{\ast 1} \text{に使用した} \\ \text{燃料費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{比較月}^{\ast 2} \text{に使用した} \\ \text{燃料費} \\ \hline \end{array} \right) \times 12^{\ast 3}$$

※1 令和4年1月から同年12月のうち、いずれか任意の月

※2 対象月の前年同月（令和4年1月以降に事業を開始したかたは、事業開始月から令和4年12月のうち、対象月を除いたいずれか任意の月）

※3 令和4年1月以降に事業を開始したかたは、事業開始月から令和4年12月までの月数

4 交付限度額

法人：30万円 個人事業者：15万円

5 申請方法

令和4年7月19日（火）から令和5年1月31日（火）までの間に、申請書等を産業観光課宛に郵送又は窓口で提出。申請書等は窓口で配布するほか、ホームページで公開する。